

申込締切

2025年

9月29日（月）
17時00分

WHX

Dubai

Formerly Arab Health

出品案内書

ジャパン・パビリオン

会期 2026年**2月9日**(月)—**12日**(木)

開催地 アラブ首長国連邦・ドバイ

JETRO

Japan External Trade Organization

はじめに

World Health Expo Dubai 2026 (旧Arab Health。以下、WHX Dubai) は、数千人以上のヘルスケア産業関係者が一堂に会し、商談やネットワーキングなどを行う中東最大規模のヘルスケア展示会です。ジェトロでは、海外販路拡大を目指す日本の中小医療機器メーカー等の支援の一環として、WHX Dubai 2026にジャパン・パビリオンを設置し、商談機会を提供します。

新規取引先の開拓の場として、ジャパン・パビリオンへのご出品をご検討ください。

目次

	ページNo.
1. 見本市概要、ジャパン・パビリオン概要	3
2. ジャパン・パビリオン出品のメリット	4
3. ジャパン・パビリオン出品要件、選考方法	5
4. 出品料金（不課税）	6
5. キャンセル規定、注意事項	7
6. 中堅・中小企業料金の適用条件	8
7. 各種割引	9
8. 申込方法	12
9. その他注意事項	13
10. FAQ	15
11. （参考）その他ジェトロサービスのご案内	18
12. 今後のスケジュール、問い合わせ先	19

見本市概要

名称	World Health Expo Dubai 2026
会期	2026年2月9日（月）～12日（木）
会場	ドバイ見本市会場 (Dubai Exhibition Centre)
主催	Informa Life Sciences Exhibitions (日本窓口：インフォーママーケッツジャパン株式会社)
URL	https://www.worldhealthexpo.com/events/healthcare/dubai/en/home.html

ジャパン・パビリオン概要

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ）
参加規模	240㎡（予定）
構成	①通常エリア ・ 募集企業数：18社程度（1小間約7～7.5㎡） ・ 募集分野：医療機器（完成品）、医療消耗品、健康関連製品等 ・ 対象：日本に本社を有する日本企業（原則、製造業） ・ 出品料金：有料（詳細は6ページへ） ②スタートアップエリア ・ 募集企業数：10社程度 ・ 募集分野：デジタルヘルス関連製品を中心 ・ 対象：原則、設立10年未満で、日本に本社を有する企業であること。 ・ 出品料金：無料（詳細は6ページへ） ・ 注意点： ①各企業紹介用のパネルなどは設置しますが、オープンスペースであるため、企業ごとの明確な小間はございません。 ②応募いただいた際でも、対象外と判断した場合は別エリアでお申込みいただく可能性があります（事前にご意向は確認します）。

ジャパン・パビリオン出品のメリット

市場開拓・PRの機会

中東地域では、湾岸諸国を中心とした人口増加や所得水準の向上等に伴い、医療に対するニーズが急速に拡大しています。

「WHX Dubai 2026」は中東における最大の医療機器関連見本市であり、UAEおよび周辺国のバイヤー、医療関係者等とのビジネスマッチングが期待できます。

また、各国から多くの関係者が来場することから、世界展開のゲートウェイに位置づけられます。

低コストでの出品

中小企業は国からの補助により、単独で参加する場合に比べて、割安な費用で見本市に参加できます。

ジェトロの全面サポート

スペースの申込みからブース装飾の手配など、展示会参加に必要な手続きをジェトロが行います。

海外見本市出品が初めての場合でも安心して参加できます。

日本技術のPR

日本企業がまとまって参加する「ジャパン・パビリオン」に出品することで、来場者に対してより効果的なPRを行うことができます。

その他のジェトロのサービスについては本案内書18ページ「参考情報」をご確認ください！

ジャパン・パビリオン出品要件

お申込みに際し、必ずご確認ください。

必須要件

<全社共通>

- ・ 見本市の出品分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本企業であること。
- ・ 会期中の全日程で出品・アテンドし（会期途中で撤収しない）、商談担当者1名以上が常駐すること。
- ・ 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること。
- ・ ジェトロが会期前、会期中および会期後に実施する商談アンケートやフォローアップアンケートに必ず協力すること。
- ・ 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内同意が得られていること。
- ・ 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。

★スタートアップエリアにおいては、上記に加え、以下の2点も必須要件とします。

- ・ 設立10年以内であること（2015年4月1日以降の設立が対象）。
- ・ 中堅・中小企業要件に当てはまること。

選考方法

STEP2にてご提出いただいた内容に基づき、ジェトロにて出品物の訴求力や海外展開に向けた体制等を中心に審査し、出品企業を決定します。なお、審査結果の詳細については回答できかねますので予めご了承ください。

出品料金（不課税）

中堅・中小企業料金	¥1,100,000
一般料金	¥2,200,000
スタートアップエリア ※中小企業のみ対象	無料

出品料金に含まれる費用

- ・ 展示スペース（通常エリアでは1小間：約7~7.5㎡を予定）（※）
- ・ ジェトロの統一デザインによる小間の基本装飾（設営含む）
- ・ 一定量の電気代およびその工事費
- ・ ジェトロが指定する基本備品 1小間あたり（予定）（※）：
社名表示板1、受付カウンター1、鍵付展示台1、椅子2、スポットライト2~3、
コンセント1、ゴミ箱1、カーペット）
- ※ブースレイアウトによって、備品の内容や数量に変更の可能性あり
- ・ ジャパン・パビリオン出品者カタログによる広報
- ・ 主催者オンラインシステムの標準利用料

※. スタートアップエリアはオープンスペースであるため、企業の明確な小間分けはございません。また、備品の数も異なるのでご了承ください。

各社でご負担・手配いただくもの

- ・ 上記基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品に掛かる経費
- ・ 出品物にかかる輸送関連経費、関税および消費税等
- ・ 出品者の渡航費および宿泊費
- ・ 会期中のアシスタント費
- ・ その他前項に定める以外の経費

キャンセル規定

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～出品契約の成立	なし
出品契約の成立後	出品料100%

- 承諾の意思表示をした押印済みの出品承諾書（PDF）をジェットロが発信した時点で出品契約が成立します。発信は10月上旬以降を予定しています。
- キャンセル料については、各種割引（詳細は9-11ページへ）を適用できません。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者様の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

注意事項

- ご提出頂いた資料の内容について、ジェットロより電話等にてお話を伺う場合もございます。
- ジェットロに提出された書類の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市への出品をお断りします。
- 出品資格・要件に反している場合は、わかった時点で出品をお断りします。また、今後のジェットロ事業への出品もお断りすることもあります。
- 本見本市へ独自に出品される企業様については、ジャパン・パビリオンへの重複出品は認められません。違反が認められた場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。
- 締切前であっても、条件を満たす企業様のお申込が募集予定を一定程度上回った時点で募集を締め切らせていただく場合もございます。
- 本プログラムの参加は先着順ではなく、ご提出いただく企業情報をもとに審査を行い決定します。お申込の段階で出品を確約できるものではない点、ご注意ください。
- STEP3の原本郵送までお早めの申し込みをお願いいたします。

中堅・中小企業料金の適用条件

本事業における中小企業の定義・要件は、以下（１）の定義・要件を満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。（２）の要件に関しては後日確認させていただきます。

（１）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- ・ 上記の定義に当てはまる方は、スタートアップエリアにお申込みいただけます。
- ・ 法人格のない個人事業者も含みます。
- ・ 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。
※詳細は[中小企業庁WEBページ](#)にてご確認ください。

（２）中堅企業の定義

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※ただし、次に該当する者は対象外とします。

常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される事業者。

ただし、上記の条件に該当する企業であっても他の国庫補助金による支援を受けている場合は、中小企業料金の適用が出来ない場合があります。
必ず補助金の所管部署等へ確認の上、お申し込みください。

各種割引（１）

①ジェトロ・メンバーズ

ジェトロ・メンバーズ企業には、会員特別割引（出品料を10%割引）を適用します（ただし、割引額は会員1口につき年会費70,000円（消費税は除く）を年間割引の上限とします。）その他海外ビジネスをご支援する各種関連サービスもございますので、入会されていない方はこの機会に是非入会をご検討ください。

ジェトロ・メンバーズの詳細⇒ <https://www.jetro.go.jp/members/memberservice>

※出品料請求後にジェトロ・メンバーズに加入された場合は、上記割引の対象外となりますので、ご注意ください。また、キャンセル料に本割引は適用できません。

②東京都海外展開支援

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度を設けています。以下3つの条件を全て満たす場合、この制度のもと、ジェトロの有償サービスを1社あたり累計100万円まで無償で利用できるものです。

■条件：

1. 東京都内に登記済みの事業所がある
2. 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者様
3. 「東京都中小企業制度融資」の申込予定者（検討者も含む）

■申込方法：

本展示会にて東京都海外展開支援を利用するには、出品申込とは別途申請が必要です。指定の申込書を取引先金融機関を通じてジェトロ東京へご提出ください。

【東京都海外展開支援申込書（様式）】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/yoshiki1-3>

※「海外展開支援申込書」の確認・審査には最大1か月程度かかる場合があります。金融機関様にお早めにご相談のうえ、「海外展開支援申込書」をご準備ください。

■申込締切日：「WHX Dubai ジャパン・パビリオン」出品申込締切と同日

■本支援に関するお問い合わせ先：

ジェトロ東京貿易情報センター

（Tel：03-3582-4953 / E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp）

各種割引（２）

③大阪府・ジェトロ大阪本部による出展料補助制度

大阪府およびジェトロ大阪本部は、大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業※の海外販路開拓およびビジネス創出を支援するため、出品料の半額を補助しています。

※中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※中堅企業の定義：常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）

※大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業（いわゆる「みなし大企業」）である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。

- 対象：大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業
- 注意事項：
 - ・ 2025年度の実施が決定した場合であっても、予算額の上限に達し次第終了いたします。
 - ・ ジェトロ・メンバーズ割引および他の出展補助制度との併用はできません。
 - ・ キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。
 - ・ 複数の展示会に重複してお申し込みいただくことはできかねます。
 - ・ お申込み内容を確認のうえ、支援対象企業を決定いたします。
 - ・ お申込みいただいた内容は大阪府と共有し、出品後アンケート等にご協力いただきます。

- お申込みフォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/osa/whxd2026>

※本補助を希望される場合は「WHX Dubai 2026」への出品申込みと併せて、上記お申込みフォームにてご申請ください。

- お申込み締切：「WHX Dubai 2026」の出品申込締切と同日
- お問い合わせ：
ジェトロ大阪本部 海外ビジネス推進課（太田、酒井、堀）
Email: OS_LSI@jetro.go.jp / TEL: 06-4705-8602

各種割引（3）

④大分県「医療関連展示会等出展支援事業」

大分県は、大分県内の中小企業が開発又は製造する医療関連機器等の、海外販路開拓に向けた展示会・見本市等への出展を支援するため、「医療関連展示会等出展支援事業」を実施しています。（本展示会に制度を適用する場合、出品料の半額、最大50万円まで出品料金を補助いたします。）

詳細は、以下の「大分県医療ロボット・機器産業協議会」のホームページをご覧ください。

<https://medical-valley.jp/news/20250327/6762/>

■お問合せ先

大分県医療ロボット・機器産業協議会事務局

（大分県商工観光労働部工業振興課）後藤

TEL：097-506-3276 / E-mail：jimukyoku@medical-valley.jp

申込方法

本案内書および「海外見本市出品要綱」を必ずご確認ください・ご了承ください、申込締切日までに以下のSTEP3までを完了してください。

STEP 1：イベント申込

以下のイベントURLより出品申込をお願いいたします。

※ジェットロお客様情報登録のない方は、登録（無料）が必要です。登録済みの方は、登録時のIDとパスワードを用いてログインし、お申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071767E>

STEP 2：出品物情報、申込書（PDF）提出【オンライン入力】

STEP1の「申込受付完了メール」に記載の以下のURLより、出品物情報および「出品申込書・承諾書（押印済、PDF）」のご提出をお願いします。これらの情報に基づき、出品審査を行いますので、不備のないようご提出ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/whxdubai>

〈STEP2入力にあたり必要な情報〉

- ・出品申込書・承諾書（押印済、PDF）
- ・企業情報
- ・会社案内の電子データ（日／英）
- ・企業ロゴ、製品写真（カタログ掲載用）
- ・Exhibitor List（主催者提出用） など

STEP3：出品申込書・承諾書（押印済原本2部）の提出【郵送】

ジェットロにてSTEP2の内容を確認後、ご連絡いたします。ご提出いただいたスキャンデータの原本2部を、下記の書類郵送先までご送付ください。

＜宛先＞ 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構（ジェットロ） 海外展開支援部
販路開拓課 ヘルスケア産業班 前田、長谷（ながたに）、熊耳、徳光

★団体申込の場合：代表団体（地方自治体、業界団体等）が複数企業を取りまとめて出品する場合は、ジェットロまでご相談ください。お申込み方法について、個別にご案内させていただきます。

その他注意事項（１）

重要事項が記載されていますので、必ず最後までご確認ください。

1. 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面にてジェットロにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によってはジェットロは応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
2. 出品に係る規則は、本「出品案内書」および「海外見本市出品要綱」によるものとします。本案内書記載内容と海外見本市出品要綱の内容が異なる場合は、本案内書を優先します。
3. 薬機法に関し、抵触する表現・表示をしていないこと、かつ、薬事承認が必要な製品については、取得済みであることとします。
4. 1社あたりの最小申込単位は1小間とします。1小間を複数社で共有することはできません。
5. ブース位置は、審査結果、小間数、出品物、業種等を総合的に考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェットロが決定します。
6. 現地への出品物輸送、見本市会場内の搬出入は全て出品者様の責任において実施願います。
7. ジェットロが成果把握等のために実施するアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査には必ずご回答願います。ご協力いただけない場合、出品の取り消しや今後のご出品のお断りもあり得る点、ご了承下さい。
8. 安全保障貿易管理に関する各リンクをご確認、ご理解いただき、必ずご回答をお願いします。なお、外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。
（経済産業省安全保障貿易管理：
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）
なお、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」（以下）に同意をお願いします。
<https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2025/Healthcare/menseki.pdf>
9. 出品料の振込みに要する一切の手数料は、出品申込者様のご負担となります。
8. サービス内容は変更となる可能性があります。一部サービスをご利用にならない場合でも、出品料金に変更はありません。

（次のページへ続きます）

その他注意事項（２）

9. 出品料未納による出品はできません。必ず支払い期日までにお支払いください。
なお、支払額が請求額を下回り、所定の期日までに差額の支払がない場合も、出品申込者事由による出品申込の取消とみなします。
10. 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
11. 現地治安情勢等により、ジェトロの判断で事業実施を見合わせる場合がありますので、予めご了承ください。
12. ジェトロは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません（新型コロナウイルス感染症含む）。
13. ジェトロでは、展示物等の知的財産権に係るトラブルや商談に関するトラブル等について、一切責任を負いません。自己の責任及び必要に応じて経費負担の下、事前に保護対策を行って下さい。
14. ジェトロの責任に帰すことのできない事由による、出品者様と商談相手のトラブルについては、一切責任を負いません。
15. 搬入～会期～搬出の全行程を通し、各社最低1名のご参加をお願いします。見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。特に、会期中は常時どなたかを自社小間に配置してください。
16. ご提供いただいた個人情報、関係省庁に加え、事業委託のため事業関係者に提供場合があります。また、本見本市の実施についてプレスリリースを行い、企業情報、出品物の情報が公開される場合がございます。予めご了承ください
17. 展示装飾、今後の準備の詳細については、出品者説明会等にて別途ご案内します。
18. 小間の装飾および施工はジェトロ指定業者が、出品物の展示・陳列は出品者様が行いますが、出品物の展示方法については、見本市主催者の規定もしくはジェトロの指示に基づき修正いただく場合もあります。
19. 出品者には、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出品者様の本見本市への出品を取り消し、本件に関しお支払いいただいた参加費および費用の返金、賠償はいたしません。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf
20. 本「出品案内書」に記載の事項は海外現地事情により常に変更の可能性がある点、ご了承ください。

FAQ

1.見本市一般情報、および出品物について

会場での来場者の属性	WHX Dubai は医療機器完成品を対象とした見本市ですので、最終製品の取り扱いを目的とした代理店や、医療従事者が来場されることが多いです。
医療機器完成品の定義、 医療機器部品の場合	完成品の定義は「病院、検査機関でそのまま使えるもの」です。上市しているかどうかは定義とは異なります。 ※本見本市は、医療機器の完成品が対象ですので、医療機器部品は対象外となります。
メーカー独自の出品ではなく、 商社や販売代理店からの出品について	商社や販売代理店の方々にご出品いただくことがございますので、「応募対象内」ではございますが、本案内書に「原則、製造業」と記載しているように、審査の際にはその点を考慮します。可能であれば「メーカー様からのお申込み」をお願い、お勧めいたします。 ※商社や代理店からご出品いただく場合の出品物は、1社の製品のみに絞ってご出品ください。1ブース内で2社以上の製品のご出品はお断りいたします。
1ブースあたりの参加人数についての制限	ありません。但し、無料でお渡しできる出品者パスの数には限りがありますので、それを超える分については皆様にご負担いただきます。

FAQ

2. 申込手続きなど

〈STEP.2〉提出書類の製品概要（日・英）に関して、日本語版の用意がないが、英語版のみでの提出可能か。	日本語版の製品概要のご用意がない場合、「出品企画書」内の出品物情報に記載できる範囲で日本語の詳細をご記入ください。ジェットロにて審査を実施する際に必要となりますので、ご理解をいただけますと幸いです。 なお、英語版の製品概要については可能な限り〈STEP.3〉ご提出までをお願いしておりますが、期限までのご提出が難しいようでしたら日本語版のみの受付とさせていただきます、後日ご提出ください。
〈STEP.2〉「出品申込書・承諾書」アップロードに代表印は必要か。	代表者印をご捺印いただきアップロードをお願いいたします。
出品申込書・承諾書原本の郵送が諸事情により期限に間に合わない場合	原則、期限内でのご対応をお願いいたします。間に合わない場合は、個別にご相談ください。
他社の申し込み状況	他社の応募状況に関しましてはお答えしかねます。一定数の募集があった場合は締切る可能性もございますので、早めのお申込みをお勧めしております。

FAQ

3. 出品料について

JETROメンバーズに割引の適用料金について	ジェトロメンバーズ企業については、各事業において10%割引（年間で合計7万円まで）となります。本割引は、ジェトロの他事業利用も含めて、1年度内で合計7万円までご利用が可能です。 なお、東京都の海外展開支援制度等、 他の割引をご利用になる場合はジェトロ・メンバーズ割引との併用は不可 となります。
中堅・中小企業要件の適用判断について	中堅・中小企業料金の適用には、本出品案内書の中小企業基本法の定義（中堅企業の定義）を満たす必要があります。

4. その他

展示会場で通訳の手配について	ジェトロでは手配はいたしませんので、通訳やアテンダントの手配が必要な場合は各社にてお願いします。
-----------------------	--

その他のご質問は、19ページに記載の問い合わせ先へ、
 随時メールにてご連絡ください。

参考情報

JETRO JAPAN STREET

「JAPAN STREET」とは、ジェトロ独自のオンラインカタログサイトです。海外の有力バイヤーとの取引機会を増やすことを目的として通年登録を募集しています。

限られたバイヤーのみが閲覧できるサイトでご登録いただければジェトロが招待した海外の有力海外バイヤーの目に留まるチャンスがあります。

事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけでジェトロが常時海外バイヤーに商品を案内します。

登録お申込み掲載は無料です！

この機会に以下をご確認のうえ、是非ともご登録下さい。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

*登録手続きにつきましては医療機器・ヘルスケア関連分野は「食品・日用品・化粧品・サービス等の分野」よりお申込みください。

【ご参考：2分で分かるJapan Street 紹介動画】

<https://www.youtube.com/watch?v=8kUMrwZ1gbM>

■「JETRO JAPAN STREET」に関するお問い合わせ先

<ジェトロプラットフォームビジネス課 Japan Street事務局>

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry

※ご不明点は上記Japan Street事務局お問合せフォームからのみお問合せを受け付けておりますのでご注意ください。

「新規輸出1万社支援プログラム」に関するお問い合わせ先

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

*詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業様も対象になります。

■新規輸出1万者支援事務局

お問合せフォーム：https://www.jetro.go.jp/form5/pub/cse/1man-kigyuu_toi

TEL：03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

受付時間：平日9時～12時/13時～17時(土日、祝祭日、年末年始除く)

今後のスケジュール

出品者説明会（オンライン）	11月上旬
入金期限日 （予定、通常エリアお申込みの方のみ）	12月上旬
「WHX Dubai 2026」会期	2026年2月9日（月）～12日（木）
※最新スケジュールは出品確定後、随時メールで案内します。	

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班
担当：前田、長谷（ながたに）、熊耳、徳光

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
E-mail: healthcare@jetro.go.jp

※お問い合わせは上記宛てにメールにてお願いいたします。